

聖籠町告示第63号

平成27年度異常気象に伴う農業経営維持融資資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成27年8月20日

聖籠町長 渡邊 廣吉

平成27年度異常気象に伴う農業経営維持融資資金利子補給金交付要綱
(目的)

第1条 この告示は、北越後農業協同組合（以下「農協」という。）が農業経営維持支援のために融資した場合において、農業者の借入金利負担を軽減するため、農協に対し予算の範囲内で利子補給金の交付を行い、平成27年度の異常気象により著しく経営に支障をきたした農業者の経営の安定を図ることを目的とし、その交付に関しては、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(利子補給金の対象)

第2条 この告示による利子補給金の交付の対象となる資金は、農協が取り扱う平成27年桜桃減収災害資金とする。

(利子補給金の交付期間)

第3条 利子補給金を交付する期間は、平成27年度から平成32年度までとする。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における融資平均残高（当該期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額）に対し、1%を乗じて得た金額とする。

(利子補給金の交付申請及び実績報告)

第5条 農協が利子補給金の交付を受けようとするときは、平成27年度異常気象に伴う農業経営維持融資資金利子補給金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に、平成27年度異常気象に伴う農業経営維持融資資金利子補給金交付申請明細書（別記様式第2号）を添付して毎年1月10日までに前年分を町長に申請及び報告しなければならない。

(利子補給金の交付)

第6条 町長は、前条の申請があった場合には、これを審査し、交付の可否及び交付額を決定し、平成27年度異常気象に伴う農業経営維持融資資金利子補

給金交付（不交付）決定通知書兼額の確定通知書（別記様式第3号）により農協に通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定により利子補給金の交付決定をしたときは、速やかに利子補給金を支払うものとする。

（調査及び報告）

第7条 町長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、農協に対し、利子補給の対象となった資金の内容、使用状況その他必要な事項について調査し、又は報告させることができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年9月24日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

平成27年度異常気象に伴う農業経営維持融資資金
利子補給金交付申請書兼実績報告書

第 号
年 月 日

聖籠町長 様

金融機関の長 印

下記のとおり平成27年度異常気象に伴う農業経営維持融資資金利子補給金交付要綱による利子補給の交付を受けたいので、同要綱第5条の規定により申請し、併せて実績を報告します。

記

1 交付申請兼実績報告額

金 円

2 融資の内容

別紙「利子補給金交付申請明細書」のとおり

別記様式第2号（第5条関係）

平成27年度異常気象に伴う農業経営維持融資資金利子補給金交付申請明細書

整理 番号	借入者名	借入金額	利子補給対 象残高(A)	利子補給 率(B)	利子計算期間(C)	利子補給金請求額 $\frac{(A) \times (B) \times (C)}{365 \text{ 又は } 366}$	備 考
		円	円	%	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	円	
		円	円	%	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	円	
		円	円	%	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	円	
		円	円	%	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	円	
		円	円	%	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	円	

- 1 繰上償還があった場合は、備考欄にその償還年月日及び金額を記入する。
- 2 利子補給金の算出にあたっては、1円未満は切り捨てる。

別記様式第3号（第6条関係）

平成27年度異常気象に伴う農業経営維持融資資金
利子補給金交付（不交付）決定通知書兼額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

聖籠町長 印

年 月 日付で申請のあった件について申請書類等を審査した結果、
適当（不适当）と認めるので、下記のとおり交付（不交付）の決定をし、
額の確定をしたので通知します。

記

1 交付決定兼確定額（不交付とする理由）

金 円

2 その他